○道路の供用開始

○保安林の指定の予定

次

目

告 示

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 ○生活保護法による医療機関の指定

○生活保護法による指定医療機関の変更の届出

○生活保護法による施術者の指定

告

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(三

公

○平成三十年度個人情報保護条例の運用状況

○平成三十年度情報公開条例の施行状況

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

選挙管理委員会

〇政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

〇政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十一年分 (令和元年分))

○資金管理団体の届出

○資金管理団体の指定取消しの届出

(1) ○宮城県議会議員 一般選挙に係る選挙人名簿選挙時登録の基準日等

発

○宮城県告示第八百二十七号

告

示

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

行

○警備員等の検定等に関する規則附則第七条第一項の規定による検定合格

公安委員会

者審査の実施

宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁目8番22(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

ページ

号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、

医療機関

びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十

として次のとおり指定した。

令和元年十月十五日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

月

 \mathbb{H}

同

(社会福祉課)

同 同

(森林整備課)

路 課

道

(県政情報・文書課)

 \equiv

約 同 課 六 兀

並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

契

同

九八

九 九

八

六 号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療

名

称

九

イ薬局

0 \bigcirc

○宮城県告示第八百二十八号

都市計画課

せみねの丘クリニック

大島調剤薬局

名

称

栗原市瀬峰根岸五十五-二医師宿舎A棟 気仙沼市高井二百十五-二 所 在 地 令和元年八月 令和元年九月 指 定 年

日

日

機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

角田市角田字牛舘五十七 - 一	石巻市丸井戸三 – 四 – 七	所 在 地	
令和元年八月十日	令和元年七月二十日	廃 止 年 月日	

○宮城県告示第八百二十九号

0

機関から次のとおり変更した旨届出があった。 号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療 並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

令和元年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百三十号

む。)の規定により、施術者として次のとおり指定した。 する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含 残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条(中国

令和元年十月十五日

宮

宮城県知事 村 井 嘉 浩

草刈 俊治	氏名
くさかり鍼灸治療院	施術所の名称
遠田郡美里町牛飼字清水江二 – 一	住所又は施術所の所在地
二十七日日八月	指定年月日

○宮城県告示第八百三十一号

する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を

令和元年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保安林予定森林の所在場所

栗原市一迫字嶋躰耳取三五、字嶋躰大谷地二一

指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び栗原市役所

○宮城県告示第八百三十二号

開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和元年十月十五日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大河原土

令和元年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県道	種道路 類の
角田山下線 同市枝野字北島五一番一地先まで 角田市枝野字北島八七番一地先から	路線名 供用開始の区間
令和元年 十月十五日	供用開始年月日

○宮城県告示第八百三十三号

律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、 大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法 次のとおり公衆の (昭和四十三年法

縦覧に供する 令和元年十月十五日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

都市計画の種類及び名称

種類 仙塩広域都市計画公園

2 名称

三·三·七百三号 小野南中央公園

縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第八百三十四号

縦覧に供する。 律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の 大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法

令和元年十月十五日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

種類 仙塩広域都市計画緑地

1

都市計画の種類及び名称

四号 小野南緑地

2

五号 小野東緑地

縦覧場所

宮城県庁 (土木部都市計画課)

○宮城県告示第八百三十五号

律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の 大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法

縦覧に供する。

令和元年十月十五日

都市計画の種類及び名称

宮城県知事

村

井

嘉

浩

1

仙塩広域都市計画地区計画

大和リサーチパーク北地区計画

縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

公

○個人情報保護条例(平成八年宮城県条例第二十七号。以下「条例」という。)第六十二条の規定に より、平成三十年度における条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和元年十月十五日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

個人情報取扱事務の登録件数 1,346件

(1) 件数及び決定内容

開示請求の件数及びその決定内容

565	× 3	4
152	開	
216	贈為	
1	非開示	栄
5	存在 心 不 者 者 者	定内
122	文 不存在	裕
69	その街	
0	処理中	

(注)「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

(2) 実施機関別内訳

	実	角	公	麥	選	>	公	剣皿
	遊数		ĦĴŧ	本	挙	44	安	徽
/	実施機関名		\Rightarrow	Щ	御		\\1	2M1
/ 	" /		業	퓭	理	朱枚	表	\forall
	/		御		委			些
	/		理					
-	/	#	琳	dk <	dk	\dolumber \lambda	dk	XIII
Ŧ	7							
*	*	58	0	105	0	179		208
	噩							
						_		
	宗	14	0	18	0	106	0	0
	妈票							
	分示	21	_		_			184
			0	9	0			4
ì	非開示							
	Э	0	0	0	0	0	0	\vdash
	在答							
	存否心 答拒否							
	12121	0	0	0	0	0	0	5
	女不							
	 存書 在	18	0	43	0	57	0	4
		- 35)	- 65)	7		
	ペの街							
	每	5	0	35	0	15	0	14

_	<u> </u>	+IX							(4
	□⊳	公立大学	地方独筑城市	地方強強場場	内水面	海区漁	収 用	労 働	霄
		公立大学法人宫城大学	東立行政立立とも	, 立 分 板 板 观 院	内水面漁場管理委員	業調整	极	衆	査 委
	≕	城大学	を法人も病院	发 法 機 構	委員会	委員会	員公		III
	565	14	0	0	0	0	0	0	0
	152	14	0	0	0	0	0	0	0
	216	0	0	0	0	0	0	0	0
	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	υı	0	0	0	0	0	0	0	0
	122	0	0	0	0	0	0	0	0
	69	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注)「その他」とは、取下げ又は却下をいう。
- 開示請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況
- (1) 件数及び処理状況

審調 在求			
1	報色初光	からの	計 在 康
2	-	・の中・不定服の服と	今在庫
ω		1	
	掛		
_	ᅱ		
	搟	裁	渔
_	掛		100
	関		描
0	部谷	栄	ļ m
	巡		栄
0	從		
0	7	품 거 근	況
1	争	子 量 分	

(2) 概要

イ 宮城県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。) に諮問されたもの

平成29年10月2日	不服申立て年月日
優生手術関係文書に記載された個人情報の不存在決定し する審査請求	件
と個人情報の不存在決定に対	谷
倴	処理状況
- 41	决 況

田 雅

-

審査会に諮問されなかったもの(取り下げられたものを除く。) 1件

口頭による開示請求の件数 43,906件

П

- 訂正請求の件数及びその決定内容 197件
- 訂正請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況 0件
- 利用停止請求の件数及びその決定内容 0件
- 利用停止請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況 0件
- 実施機関が取り扱う個人情報に関する苦情の申出の件数及びその処理状況 0件
- 事業者が取り扱う個人情報に関する苦情の相談の件数及びその処理状況 0件

5 6 7 7 8 8

〇情報公開条例(平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」という。)第三十七条の規定により、

令和元年十月十五日

平成三十年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

行政文書の開示請求及び開示決定等

(1) 件数及び決定内容

1,208	X ====================================	# #
721	開	
244	開開分	
1	非開示	決
6	存 在 在 在 在	定 内
61	文 不存在	谷
175	ペの街	
0	処理中	

(注)「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

(2) 実施機関別内訳

知	実施機関名	\mathread
#		谷
1,093	7 %	
	選	
685	쉐	
	海鹿	
212	分示	栄
н	非開示	定
2	存否応 答拒否	内
30	文 不存在	谷
163	その他	

2

不服申立て

平成31年2月25日

生活保護訴訟関係文書に係る行政文書不存在決定に対する 審査請求

川

-

川

Ш

-

碘

Щ

-

辫

型

-

辫

型

-

劵

型

-

(1) 件数及び処理状況

175	61	6	1	244	721	1,208	ᄪᆘ		□▷
0	0	0	0	1	0	1	開発公社	城県土地開発	宮城県
0	0	0	0	1	0	1	路公社	県 道	宫城り
0	0	0	0	0	3	3	供給公社	Щ.	宮城県住
0	0	0	0	0	ω	3	公立大学法人宫城大学	学法人	公立大學
0	0	0	0	0	0	0	政法人ども病院	虫立行政 立こども	地方独宫城県江
0	0	0	0	0	3	3	政法人院機構	立行法方病	地方独宫城県
0	0	0	0	0	0	0	理委員会	魚場管	内水面漁場管理委員
0	0	0	0	0	0	0	整委員会	業調整	海区漁
0	0	0	0	0	0	0	具公	衆	収用
1	0	0	0	0	0	1	貝会	衆	労 働
2	12	ಎ	0	13	9	39	部長	*	極終
0	0	0	0	0	1	1	員会	桉	公 安
	0	0	0	0	0	1	委員	査	理
1	1	0	0	0	0	2	員会	桉	人 事
0	0	0	0	4	ယ	7	委員会	管理	選挙
6	18	1	0	11	11	47	景公	椴	教育
	0	_		1	c		i i		

* 11 10

イ 宮城県情報公開審査会 (以下「審査会」という。) に諮問されたもの

(2) 概要

審調 在求			
51	神がら	非 介 軒	
11	1	☆	
16		#	
0	哲	栄	
0	東	定(処
1	一認出	裁決	ឝ
0	認谷		抶
ш	× -	況	
14	单 泊 一		

不服申立て年月日	件	公
平成29年7月19日	談合情報関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審 査請求	C書部分開示決定に対する審
平成29年7月28日	調査業務業者選定関係文書に係る行政文書部分開示決定に 対する審査請求	系る行政文書部分開示決定に
平成29年12月 5 日	体罰事故報告書関係文書に係る する審査請求	事故報告書関係文書に係る行政文書部分開示決定に対 審査請求
平成30年 2 月20日	特別弔慰金関係文書に係る存否応答拒否決定に対する審査 請求	予応答拒否決定に対する審査
平成30年3月1日	優生手術関係文書に係る行政文 請求	手術関係文書に係る行政文書非開示決定に対する審査
平成30年 4 月18日	組合資格審査関係文書に係る行 る審査請求	資格審査関係文書に係る行政文書部分開示決定に対す 査請求
平成30年 6 月11日	入札参加資格関係文書に係る行政文書部分開示決定に対す る審査請求	「政文書部分開示決定に対す
平成30年 6 月19日	建設業許可申請関係文書に係る行政文書部分開示決定に対 する審査請求	行政文書部分開示決定に対
平成30年 6 月19日	建設業許可申請関係文書に係る行政文書開示決定に対す 審査請求	6行政文書開示決定に対する
平成31年 1 月30日	移転補償費関係文書に係る行政文書部分開示決定に対す 審査請求	文書部分開示決定に対する
平成31年2月20日	建築士法相談記録関係文書に係る行政文書部分開示決定に 対する審査請求	系る行政文書部分開示決定に
平成31年 2 月25日	提訴予告通知書関係文書に係る行政文書不存在決定に対す る審査請求	行政文書不存在決定に対す

奔

川

-

川

#

政

 \dashv

げ

型

-

辨

Щ

É 1. 理状況

뺧

で記

宮

七

公

報

審査会に諮問されなかったもの(取り下げられたものを除く。)

口

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 令和元年十月十五日 次のとおり落札者を決定した。

浩

四九一一一〇〇六号 落札に係る建設工事の名称 (仮) 鎮守大橋上部工工事 (中央) (令和元年度県債道路受 (復興)

宮城県知事 村 井 嘉

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁

落札者を決定した日 令和元年八月二十八日

落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 一丁目一番十四号 三井住友建設株式会社東北支店 仙台市青葉区花京

Ŧî. 落札金額 二十二億八千五百二万六千円(消費税及び地方消費税を除く。)

六 契約の相手を決定した手続 一般競争入札

入札の公告を行った日 令和元年五月二十八日

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す

令和元年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

入札に付する事項

- 購入物品及び数量 AI併用型ハイパースペクトルカメラシステム 一式
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による
- 3 納入期限 令和二年三月十九日 (木)
- 研究棟 R-四二三室
- 納入場所 宮城県産業技術総合センター

入札に参加する者に必要な資格に関する事項

第45号 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であ

- 2 県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城
- る廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立て をしていない者であること 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条によ

3

- の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第 なされなかった者とみなす。 の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを 一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始
- 5 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続 更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、 の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす 従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく 開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお
- 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ
- れかに該当するときは入札に参加することはできない 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行 日施行) 別表各号に規定する次のいず

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす

- 営に事実上参加していると認められるとき 事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員 又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理 第二条第六号に規定する暴力団員 による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店 (以下「暴力団員」という。) である場合又は暴力団員が経
- を持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」 力団」という。)、暴力団員又は暴力団、 入札に参加しようとする者又はその役員等が、 又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団 暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わり 自社、 自己若しくは第三者の不正な利益を図

宮

という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

又は関与していると認められるとき。等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人区 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以

していると認められるとき。 四 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有

二二−二一一−三三三五)へ令和元年十月二十三日(水)午後五時までに提出すること。 県出納局契約課管理班(〒九八○−八五七○ 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話○ る者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望す

三 入札書の提出場所等

1

電子調達システムの利用

報

○ 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては 下 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式を行うものとする。

あらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

「一本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより

に問い合わせ先 2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並び

〒九八○-八五七○ 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班(担当 須藤 凜太郎 電話〇二二-二一一-三三三三三

令和元年十月二十三日(水)まで2あて申し出ること。 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、

一般競争入札参加資格審本

は、入札説明書に定めるところにより令和元年十月二十三日(水)午前九時から令和元年十月() システムを用いて参加資格審査を受ける場合(システムにより入札に参加しようとする者)

(7)

審査を受けなければならない。二十五日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資ニ十五日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資ニ

書に定めるところにより令和元年十月二十五日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明

は、これに応じなければならない。
□ 開札日までの間において、□又は□において提出された書類に関し説明を求められた場合

提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

入札書の提出期限等

5

システムを用いて入札する場合

入札期間(令和元年十月二十九日(火)午前九時から令和元年十月三十日(水)午後五時ま

書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和元年十月三十日(水)午後五時

場所 2に同じ

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。ハー郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。

提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

開札の日時及び場所

6

令和元年十月三十一日(木)午前十時 宫城県行政庁舎二階第一入札室

入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その船

四

- 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- 札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入
- 契約保証金財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

3

- に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札
- るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当す捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費

6 る金額を控除した金額を入札書に記載すること。 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札

- 7 契約書作成の要否
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : AI-equipped Hyperspectral Camera System (1 set)
- Deadline for Delivery: March 19, 2020 (Thu.)
- Prefectural Government Place of Delivery: Room R-423, Research Wing, Industrial Technology Institute, Miyagi
- Deadline for Bid: October 30, 2019 (Wed.), 5:00 p.m.
- Contact Person: Rintaro Suto, Procurement Section, Government Contract Division,
- 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333 Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi
- Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十三号

宮

体の届出があった。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団

令和元年十月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員 伊 東 則 夫

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 の代 氏表 名者

遠藤とくお後援会

中村

功

後藤

洋

の 氏 名 計 責 任 者

主たる事務所の所在地

届出年月日

八-五四 遠田郡涌谷町猪岡短台字桑畑一七 平成三十二日

伊藤吉浩後援会

星

紘毅

の 氏 名計責任者

佐々木伸雄

菅原

安部たかし後援会

奥山

勝夫

氏代

政治団体の名称

大村晃一後援会 大村 晃 宮武 聡 岩沼市三色吉字水神二八

令和元年 九月九日

令和元年 九月九日

小畑きみ子後援会 小畑 仁子 渡邊千鶴子 仙台市泉区泉中央一-三四-六

寒風澤敦司後援会 寒風澤敦司 三品 宗俊 岩沼市南長谷字原西九-一

鈴木 邦彦 鈴木 邦彦 亘理郡亘理町字愛宕前六二 – 四 令和元年 九月二日 令和元年 十七日

鈴木くにひこ後援会

会かれしゅういち後援 鈴木 秀一 鈴木 秀一 六 – 四 亘理郡亘理町逢隈鹿島字町東南 九月二十四日 令和元年

高梨 明美 高梨 英一 岩沼市二木二-七-一八

たかなし明美後援会 令和元年 九月九日

髙橋まり子後援会 髙橋 厚 髙橋真理子 一三○三理郡山元町浅生原字上宮前一九 令和元年 十七日

来を考える会内藤りょうすけと未 日野 秀逸 日野 明美 塩竈市東玉川町四

内藤

良介

庄司

保

仙台市太白区西中田五-七-八

令和元年 十二十二日

会野しゅういつ後援 令和元年 七月八日

平井たかあき後援会 平井 隆章 坂根 守 -五 亘理郡山元町つばめの杜四-二三

九月二十五日 令和元年

森よしひろ後援会 森 義洋 酒井 貴紀 亘理郡亘理町字台田四四 – 三 令和元年 九月十日

山家 大 山家 大 柴田郡村田町大字沼辺字日向一七 令和元年 七月三日

○宮選管告示第百二十四号

渡辺博史後援会

渡邉

博史

中村

公紀

仙台市青葉区木町通一-八-二八

山家大後援会

体の届出事項を異動した旨届出があった。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団

令和元年十月十五日

宮城県選挙管理委員会

員 長 伊 東 則

夫

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

の代 氏表 名者

異動

表者 事 名の 項 新

奥山 勝夫

林 裕志

旧

異動年月日

令和元年 九月九日 令和元年 十五日

(9) 令和元	元年	10月	15 E	1 3	火曜	日			宮		城		県	公	報						第45号	<u>1</u>
り公表する。	成三十年分収支報告書の	政治資金規正法(○宮選管告示第百二十六号	渡辺元道後援会	政治	一 その他の政治団			令和元年十月十五	団体が解散した旨届出が	政治資金規正法(○宮選管告示第百二十五号	わたなべ忠悦後援会	八島利美後援会	盟本吉唐桑商工政治連	フォーラム22	を元気にする会橋本けいいちと市政	すずき新津男後援会		佐藤正昭連合後援会	小野かずお後援会	猪股洋文後援会
五 日	書の提出が	昭和二十三	十六号		団体の	体(政党及			五日	出があった。	(昭和二十三年法律第	十五号	亀井達	黒田正	髙橋和	佐藤正	橋本啓	鈴木新津男		佐藤和	小野俊	大山
	あったので、	(昭和二十三年法律第百九十			名称	び政治資金団				, jo	百		夫主たる事務	一	名 政治団体の	昭 会計責任者	所の所在地	所の所在地 所の所在地	の 氏 名	宏代表者の	俊幸 代表者の	所の所在地 正主たる事務
宮城県選挙管理委員会	同法第二十条第一項の	九十四号)第十七条第		小川 隆	代表者の	体以外の政治団体	委員	宮城県選挙管理委員会			九十四号)第十七条第		字大網八八-一登米市迫町佐沼	町五 – 一五	治連盟 本吉唐桑商工政	佐藤ゆかり	九三-一六-一仙台市泉区南中	五一三一多賀城市高橋二	佐藤ゆかり	佐藤 和宏	小野 俊幸	町裏一○八 − 四 加美郡加美町字
埋委員会	規定により、	一項の規定により、		·秀 令和元年八月三十	氏名 解散		長 伊 東	埋委員会			一項の規定により、		字大網五三四	町一九四-五	部	佐藤 節子	山三 – 一七 – 二	- 一五-二八	佐藤 節子	佐藤 昭男	小野	矢越二七七 – 一加美郡加美町字
	その要旨を次のとお	政治団体から平		月三十一 日	取年月日		則夫				次のとおり政治		九月二十二日 介和元年	九月二十二日 令和元年	令和元年 八月二十三日	令和元年 十五日	平成三十一年 四月十五日	令和元年 九月一日		个和元年 令和元年	令和元年 十二日	令和元年 九月二日
名 名			令和元年十月十五日	管理団体の届出があった。	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十	○宮選管告示第百二十八号	2 支出総額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 1.9.2 (1.8.31解散)	渡辺元道後援会	(その他の政治団体)	政治団体の収支幸		令和元年十月十五日の要旨を次のとおり公表する。	成三十一年分(令和元年分)収支報告書の提出があったので、政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十匹号)第十七条		H E 플	1 収入総額		及石団体の収入#(その他の政治団体)	* 부 다 (구 터 첫 개
称 主たる事務所の所在地 指定年月日	委員長 伊 東 則 夫	宮城県選挙管理委員会			規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金		0	2,258	2,258				円)	委 員 長 伊 東 則 夫宮城県選挙管理委員会		分(令和元年分)収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、そ規正法(昨和二十三年法律第百九十匹号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平		2,258	2,258		政	

(--)

法第十九条第三項第一号による届出

をした者の氏名

資

金

管 理

团

体

0)

名 称

宮

○宮選管告示第百三十号

畠山昌樹の会

(10)内藤 小野 渡邉 高梨 大村 ○宮選管告示第百二十九号 寒風澤敦司 明美 明子 博史 良介 晃一 宮城県議会議員 仙台市議会議員 岩沼市議会議員 岩沼市議会議員 旦理町議会議員 岩沼市議会議員 渡辺博史後援会 未来を考える会内藤りょうすけと 会かなし明美後援 寒風澤敦司後援会 小野あきこ後援会 大村晃一後援会 仙台市太白区西中田五-七-八 令和元年 岩沼市二木二-七-一八 岩沼市南長谷字原西九-一 亘理郡亘理町字西郷二五九-九 八 九月二十四日仙台市青葉区木町通一 - 八 - 二 令和元年 岩沼市三色吉字水神二八 令和元年 九月九日 令和元年 八月十四日 令和元年 十七日 令和元年 九月六日

り資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項第一号の規定により、次のとお

令和元年十月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

取消年月日

平成三十年十二月二十日

宮城県選挙管理委員会

号)第二十二条第三項の規定による選挙人名簿選挙時登録の基準日等を次のとおり定める。

令和元年十月十五日

令和元年十月二十七日執行の宮城県議会議員一般選挙に係る公職選挙法

員 伊 東 則

夫

被登録資格決定の基準となる日

令和元年十月十七日(ただし、年齢については令和元年十月二十七日とする。)

登録を行う日

令和元年十月十七日

公 安 委 員 슾

〇宮城県公安委員会告示第122号

7条第1項の規定による検定合格者審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する 等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条に規定する審査のうち、 警備員

令和元年10月15日

宮城県公安委員会委員長

庭野

審査に係る警備業務の種別及び級

- 警戒し、防止する業務(航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警 備業務」という。) に係る1級及び2級 検定規則第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を
- 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する (以下「施設警備業務」という。) に係る1級及び2級

2

- (3) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における 備業務」という。)に係る1級及び2級 負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務(交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警
- (4) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警 戒し、防止する業務(以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。) に係る1級及び2級
- (5) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の 事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「貴重品運搬警備業務」という。)に係る1級及び2
- 実施期日

0

(昭和二十五年法律第百

- 実施場所 令和元年11月26日(火)午前9時30分から

ယ

宮城県警察本部 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

S 審査対象者 4

審査定員

前記1に掲げる警備業務の種別1級及び2級あわせて20人

により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定

(1) 空港保安警備業務1級

という。)の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者 員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第1項に規定する検定(以下「旧検定」 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委

施設警備業務1級

2

旧検定の常駐警備に係る旧検定規則第1条第2項に規定する1級に合格した者

交通誘導警備業務1級

3

旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

4

旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

5 貴重品運搬警備業務1級

旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

3

6

空港保安警備業務2級

施設警備業務2級 旧検定の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

旧検定の常駐警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

8 交通誘導警備業務2級

旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

9

核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

0 貴重品運搬警備業務2級

旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

6

試験は実技試験の前に行い学科試験に合格しなかった者に対して実技試験は行わない。) 審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験(学科

- 事前申込み
- Ξ 受付専用電話

受け付ける ク 職 受) 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話(022-224-7311)にて事前申込みを (氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記5の審査対象者に該当する項目につい

なお、1回の電話での受付は1人とする

2 受付期間

(11)

9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで) 令和元年10月28日 (月) から11月1日 (金) までの5日間(10月28日から同月31日までは午前

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る

 ∞

事前申込みにより予約番号を所得した者に対する申請手続きは、 次のとおり行う

Ξ 申請受付期間

令和元年11月5日 (火) から同月11日 (月) までの土、日曜日を除く5日間 (午前9時から午

申請書の提出先

2

後5時まで)

課に提出すること。 事前申込みの際に申請先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

- 審查申請書(檢定規則別記様式)1通
- 旧検定規則第8条の合格証(以下「旧検定合格証」という。)の写し1通
- 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメー

トル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。) 1葉

Н

- T る書面1通 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所地を疎明す
- (イ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所 に属することを疎明する書面1通
- 4 審査手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年条例第21号)第2条第1項の表第70の2項に基づき、

- 4,700円の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること
- ° 審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、当該審査に係る旧検定合格証を持参するこ

9

審査の実施に関し必要な事項

10

小の街

- 審査に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課
- 電話番号022-221-7171 内線3054、